

令和8年度 事業方針

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会

少子高齢化の進行や人口減少、核家族化、地域におけるつながりの希薄化に加え、物価高騰や雇用環境の変化により、地域福祉を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。孤立や生活困窮、介護負担の増大、ひきこもり、虐待、ヤングケアラー問題など、支援を必要とする対象は広がりを見せており、課題の潜在化・複雑化が進んでいます。こうした中、地域全体で支え合う仕組みの再構築と、住民主体による福祉活動の活性化が一層求められています。

本会は、芳生苑・健楽苑の指定管理業務終了に伴う新体制への移行から2年目を迎えます。これまでの施設運営で培った経験と信頼を礎に、社会福祉協議会本来の使命である「地域福祉の推進」に軸足を置き、中核組織としての機能強化と安定的な運営基盤の確立に努めます。あわせて、事業の透明性を高め、効果検証を徹底することで、持続可能な運営体制を構築してまいります。

地域共生社会の実現は、制度や仕組みだけで達成されるものではありません。住民一人ひとりが地域の一員として役割を持ち、互いを尊重し支え合う関係性の中で育まれるものです。本会は、その理念を共有し、誰もが排除されることなく参加できる地域づくりを進めるとともに、「支え手」「受け手」という固定的な関係を超えた、相互に支え合う地域社会の構築を目指します。

各事業については、目的・効果・必要性を改めて精査し、「選択と集中」の視点を持って住民ニーズに即した事業展開を図ります。地域福祉実践計画に基づき、見守り活動や小地域ネットワーク活動の充実、ボランティア活動の推進、生活困窮者支援、権利擁護、孤独・孤立対策の強化など、地域共生社会の理念を具体的な実践へとつなげる取り組みを継続・発展させます。

また、頻発・激甚化する自然災害に備え、災害ボランティアセンターの運営体制整備や関係機関との連携、実践的な訓練、協定の充実を図ります。これにより非常時でも必要な支援が途切れることのない体制づくりを構築します。平時からのつながりを基盤とし、地域全体の包摂力（誰一人取り残さず、多様性を尊重しながら共に活動できる環境をつくる力）と防災力の向上に努めます。

さらに、民生委員児童委員、自治会、関係団体、行政との連携・協働を一層強化し、地域住民が主体的に参加できる環境を整えます。

職員の資質向上と専門性の強化にも積極的に取り組み、住民から信頼される社会福祉協議会として、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりを推進してまいります。

事業計画

(1) 在宅福祉の推進について

- 和寒町補助事業
 - ①きずなサービス事業
 - ②紙オムツ等購入費補助事業
 - ③小地域ネットワーク事業
- 社協独自の事業の実施について
 - ①配食サービス事業（配食ボランティアによる事業）
 - ②おせち料理利用サービス事業（12月）
 - ③在宅療養者見舞品等配付事業（12月）
 - ④安全杖の無料配付事業
 - ⑤カレンダーリサイクル市の開催
 - ⑥映画上映会の開催
 - ⑦新入学児童祝い品贈呈

(2) 住民参加による地域福祉事業とボランティア活動の推進について

- 小地域ネットワーク事業の推進
- 敬老会開催に対する助成
- ボランティア活動の育成と研修参加への協力
- ボランティア関係団体との連携強化
- 学童・生徒のボランティア活動の普及（協力校指定助成）
- 子ども食堂への支援
- サロン事業への支援

(3) 福祉情報の確立と相談機能の充実について

- 福祉情報の提供
- 災害ボランティアセンターの設置
- 成年後見人事業の推進

(4) 和寒町社会福祉協議会活性化の推進について

- 研修会等への積極参加
- 生活支援コーディネーター事業
- 社協広報誌「社協だより」の発行

(5) その他の事業について

- 第18回社会福祉大会
- 共同募金事業
- 各福祉団体の育成及び運営費助成
- 社協福祉資金の貸付事業
- 会員に対する弔慰金
- 日常生活自立支援事業（1市3町社協で共同）
- ふくしのまちづくり包括連携（和寒町地域共働ネットワーク）